

なるほど **固定資産税** ～土地編 第4回～ 固税務課
☎820-5603

◀今月は、宅地の評価方法についてお知らせいたします。▶

前回の地目でご覧いただいたように固定資産税の評価上の地目は、宅地、田および畑などの種類に区分されています。今回は、一番身近な宅地の評価方法についてお知らせします。

宅地の評価方法

宅地の評価方法の代表的なものは、「市街地宅地評価法」と「その他の宅地評価法」があります。それぞれの方式の特徴は次のとおりです。

(ア)市街地宅地評価法（路線価方式）

主として市街地的な形態を形成している地域に適用されるもので、街路ごとに、路線価を付設し、この路線価を基礎として「画地計算法」を適用して各筆の宅地の評点数により評価する方法です。



補 足

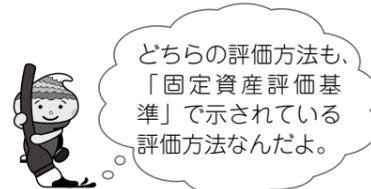
◀路線価について▶

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価額などを基にして求められ、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価を基にして幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。宅地の価格（評価額）は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて求められます。

(イ)その他の宅地評価法

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格などの7割を目途）に比準して、各筆を評価する方法です。

熊野町は現在「その他の宅地評価法」を採用しています。



参考資料：平成26年度固定資産税のしおり（一般財団法人 資産評価システム研究センター） など

★次回は、宅地用地に対する課税標準の特例についてお知らせします。（税務課 固定資産税グループ）

種 別	税率（年額）		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	4,000円	6,000円

平成27年度から軽自動車の税率が変わります
 地方税法改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や新規登録年月によって、適用される税率が異なります。
原動機付自転車・二輪車など平成27年度から次のとおりとなります。

種 別	税率（年額）				
	①平成27年3月31日以前に新規登録	②平成27年4月1日以後に新規登録	③新規登録から13年経過		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

四輪以上の軽自動車の税率が変わります
 平成26年度までに登録された四輪車などについては現行の税率を適用しますが、平成27年度以降に新車購入された四輪車などにおいて、税率の引き上げを実施いたします。
 また、グリーン化を進める観点から、新規登録から13年を経過した四輪車などについては、平成28年度から新税率をさらに1.2倍にした税率となります。

平成27年 成人を祝う会のお知らせ

熊野町では平成27年「成人を祝う会（成人式）」を次のとおり開催する予定です。

時平成27年1月11日（日）を予定

所熊野町民会館

対平成6（1994）年4月2日～

平成7（1995）年4月1日

生まれの人



平成27年 成人を祝う会 実行委員募集

対平成27年成人式の対象者

※月に1回程度実行委員会を開く実行委員会と、成人式前日のリハーサル、当日に出席できる人

▽内容：記念品の選定、アトラクションや式典の企画、シナリオ作成、式典での司会、誓いの言葉、記念品受け取り など

申問生涯学習課☎820-5621

(e-mail) shogai@town.kumano.

hiroshima.jp

五反田橋が 開通しました

昨年11月から架け替え工事のため通行止めにしてきた五反田橋が、7月末開通しました。通行止め期間中はご協力いただきありがとうございました。



(建設課)

9月3日は「広島県一斉防災訓練」に参加しましょう

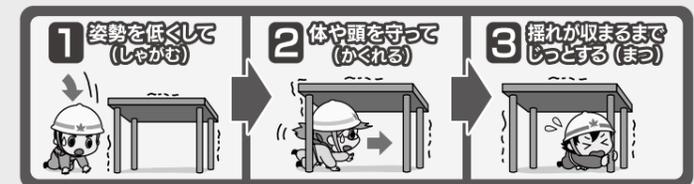
地震が発生した場合に、ただちに身の安全を守る行動がとれるよう、県内一斉に、それぞれの場所で安全行動をとる訓練です。

【実施日時】 9月3日(水)午後2時から1分程度

【実施内容】 当日午後2時にメールを受け取ったら、「安全行動」をおこないます。

「安全行動1-2-3」

- 1 シャガむ
- 2 かくれる
- 3 まつ



【参加方法】

個人で参加する場合は事前のメール受信登録が必要です。(touroku@123.pref.hiroshima.jpへ空メールを送信。〔注意事項〕kunren@123.pref.hiroshima.jpからの受信ができるよう設定しておいてください。) また団体で参加の場合は、広島県のホームページから登録票をダウンロードし、記載後送付してください。なお、訓練当日は役場庁舎においても館内放送を合図に訓練を開始します。この時間に来庁される人は訓練参加へのご協力をお願いします。

本訓練をきっかけに家族との連絡方法や避難経路などの確認を行い、防災・減災に努めましょう。

(総務課)